



「お知らせ」施行区域の公告が行われます

再開発組合設立に向けて、荒川区より「施行区域の公告」が予定されています。

- 広報：10月21日に荒川区ホームページ及び荒川区報で公開予定です。
- 縦覧場所：荒川区住まい街づくり課（荒川2-11-1北庁舎2階13番窓口）
- 縦覧期間：令和5年10月23日(月)～令和5年11月6日(月)
- **借地権申告期間：令和5年10月23日(月)～令和5年11月21日(火)**

※郵送の場合、令和5年11月21日(火)の消印有効

- ・縦覧又は借地権申告書を持参される場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く）までに上記の縦覧場所にお越しください。
- ・借地権申告書を郵送される場合は、【荒川区住まい街づくり課（〒116-8502 東京都荒川区荒川2-11-1北庁舎2階）】までお送りください。（郵送の場合、特定記録郵便・簡易書留などの記録が残るものをお勧めします。）

■ 施行区域の公告とは

都市再開発法に基づく手続きで、当再開発事業の区域の範囲を公にするものです。

■ 借地権の申告とは

施行区域の公告があった日から30日間は未登記借地権の申告期間となります。借地権は通常登記されていないため、組合を設立するにあたり、施行区域内の未登記の借地権を把握する必要があります。今回の申告は、市街地再開発組合の設立の際に同意を得るべき借地権者を確定させるものです。

施行区域内に借地権をお持ちの方は、荒川区へ「借地権の申告」を行ってください。（申告書の様式は、荒川区ホームページに掲載される予定です。）

借地権の申告に関しては、**準備組合事務所でご相談に乗ります**ので、下記お問合せ先までご連絡ください。

西日暮里駅前地区市街地再開発準備組合事務所

〒116-0013 荒川区西日暮里5-34-3 ムツミビル5階北側

電話番号：03-6806-7947 F A X：03-6806-7946

E-mail：nishinipporiekimae@piano.ocn.ne.jp

開所日/開所時間：月～金（土日祝日を除く）10：00～17：00まで